

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第11号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則（昭和58年9月規則第36号）の一部を次のように改正する。

第11条第5項中「定期使用申請書」を「定期使用申請書（新規・継続）兼駐車料減額申請書」に改め、同条第6項中「（以下「定期使用券等」という。）」を削る。

第13条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 未就学児（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。）の属する世帯において当該未就学児の子育てに保護者又は親族として参加していると認められる者（世帯員以外の者であつても、当該世帯と共に同一の二世帯住宅に居住しているなど、当該子育てに関して世帯員に準ずると認められる者を含む。）が、次に掲げる使用をするとき。 駐車料の5割相当額の減額。ただし、当該世帯において本号の規定による減額を受けて市立自転車駐車場を使用することができる者の人数は同一の時点において2名を超えることができないものとし、当該未就学児が当該世帯に属することを理由として条例第20条の規定に基づく減額又は免除を受けているときは本号の規定による減額はしないものとする。

ア 自転車についての一時使用（回数券を利用しての使用を除く。）

イ 自転車についての定期使用

第13条第2項中「者は」の次に「，当該事実を証する書類を提示し，かつ」を加え，「様式第7号による駐車料減免申請書」を「様式第4号による定期使用申請書（新規・継続）兼駐車料減額申請書（前項第7号の規定に基づき減額又は免除を受けようとする場合にあつては，様式第7号による駐車料減免申請

書)」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 前項の規定にかかわらず、第1項第1号の規定に基づき減額（一時使用に係る駐車料の減額に限る。）を受けようとする者は、様式第4号による定期使用申請書（新規・継続）兼 駐車料減額申請書の提出を省略することができる。第13条に次の3項を加える。
- 4 市長は、第1項第6号アの規定に基づく減額の決定を行うに当たっては、有効期間（駐車料の減額を受けることが可能な期間をいう。）を定めるものとする。
- 5 市長は、第1項第6号アの規定に基づく減額の決定をしたときは、申請者に対し、様式第7号の2による子育て減額許可券及び様式第7号の3による子育て減額許可確認証を交付するものとする。
- 6 第1項第6号アの規定に基づく減額の決定を受けた者は、前項の子育て減額許可確認証を当該自転車のチャイルドシートその他の見やすい箇所に張り付けるとともに、その使用に際して同項の子育て減額許可券を携帯し、減額に係る駐車料を納付しようとするとき及び係員が当該子育て減額許可券の提示を求めたときは、提示しなければならない。

第15条第1項を次のように改める。

次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に掲げる書面（以下「定期使用券等」という。）を紛失し、又は毀損した場合において、定期使用券等の再交付を受けようとするときは、様式第9号による定期使用券等再交付申請書を市長に提出しなければならない。

定期使用者	定期使用券又は定期使用確認証
第13条第1項第6号アの規定に基づく減額の決定を受けた者	子育て減額許可券又は子育て減額許可確認証

様式第2号及び様式第3号中「c m」を「センチメートル」に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第11条，第13条関係）

定期使用申請書（新規・継続）兼 駐車料減額申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>			
神戸市長 宛 下記のとおり <span style="font-size: 1.2em;">{</span> <input type="checkbox"/> 定期使用 <span style="font-size: 1.2em;">}</span> を申請します。 <span style="font-size: 1.2em;">{</span> <input type="checkbox"/> 駐車料減額 <span style="font-size: 1.2em;">{</span> <input type="checkbox"/> 一時使用 <input type="checkbox"/> 定期使用 <span style="font-size: 1.2em;">}</span> <span style="font-size: 1.2em;">}</span>			
自転車駐車場名	神戸市立 自転車駐車場		
使用申請者氏名	住所	電話	
	氏名	生年月日	年 月 日
(男・女)			
車種	自転車・原動機付自転車・自動二輪車		

1. 定期使用

期間	月から 月まで (1月・3月)	ブロック名	
処理欄	定期使用券 No.	定期使用 確認証No.	

2. 駐車料減額 (減額申請をされない方は，以下は記入しないでください。)

減額理由	<input type="checkbox"/> 障害者手帳等の交付を受けている者が使用するとき (神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則 (以下「規則」という。) 第13条第1項第1号に該当)		
	<input type="checkbox"/> 学校に在学する生徒等が通学等のため定期使用するとき (規則第13条第1項第2号から第5号までのいずれかに該当)  学校名 ( _____ )		
	<input type="checkbox"/> 未就学児の子育てに参加している保護者又は同居親族が使用するとき (規則第13条第1項第6号に該当)  申請者の身分証明書 ( _____ )  未就学児の身分証明書 ( _____ )  未就学児の氏名 ( _____ )  未就学児の生年月日 ( _____ 年 _____ 月 _____ 日 ( _____ 歳))		
処理欄 (規則第13条第1項第6号)	子育て減額 許可券 No.		子育て減額 許可確認証 No.
太枠内のみ記入してください。			

様式第5号を次のように改める。

（表）

定期使用券		
		No.
神戸市立		自転車駐車場
ブロック別（		）
有効期間	月末日まで<	月>
氏名	様（男・女）	
生年月日	年 月 日	（ 歳）
金額	円	
		年 月 日発行
		神 戸 市

（縦6センチメートル 横9センチメートル）

（裏）

<使用上の注意事項>
1 本券は、入場及び退場のとき並びに係員が提示を求めたときは、提示してください。
2 定期使用確認証を自転車等のハンドルその他の見やすい箇所に張り付けてください。
3 自転車等は、定期使用のために指定されたブロックに駐車させた上、必ず施錠してください。
4 自転車駐車場は、午前6時30分から午後 時まで係員がいますが、それ以外の時間は、無人となります。
5 自転車駐車場内において生じた第三者による盗難、損傷、事故等による損害については、一切責任を負いません。
6 自転車駐車場の施設、設備等を損傷し、又は滅失させたときは、その損害を賠償していただきます。
7 本券及び定期使用確認証は他人に譲渡し、又は貸与することはできません。
8 神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例及び神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則に従ってください。
9 本券を紛失したときは、直ちに管理事務所に届けてください。

様式第6号中「c m」を「センチメートル」に改める。

様式第7号の次に次の2様式を加える。

様式第7号の2 (第13条関係)

(表)

子 育 て 減 額 許 可 券		
	神戸市立	No. 自転車駐車場
有効期間	月末日まで<	月>
氏 名	様 (男・女)	
生年月日	年 月 日	( 歳)
		年 月 日発行 神 戸 市

(縦6センチメートル 横9センチメートル)

(裏)

<使 用 上 の 注 意 事 項>

- 1 本券は、減額に係る駐車料を納付しようとするとき及び係員が提示を求めたときは、提示してください。
- 2 子育て減額許可確認証を自転車のチャイルドシートその他の見やすい箇所に張り付けてください。
- 3 自転車は、指定されたブロックに駐車させた上、必ず施錠してください。
- 4 自転車駐車場は、午前6時30分から午後 時まで係員がいますが、それ以外の時間は、無人となります。
- 5 自転車駐車場内において生じた第三者による盗難、損傷、事故等による損害については、一切責任を負いません。
- 6 自転車駐車場の施設、設備等を損傷し、又は滅失させたときは、その損害を賠償していただきます。
- 7 本券及び子育て減額許可確認証は他人に譲渡し、又は貸与することはできません。
- 8 神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例及び神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則に従ってください。
- 9 本券を紛失したときは、直ちに管理事務所に届けてください。





様式第9号を次のように改める。



附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。